

令和元年 6 月 14 日

令和元年登米市議会定例会 6 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 1 号	監査委員選任につき同意を求めることについて	5
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
報 告 第 7 号	継続費繰越計算書について	9
報 告 第 8 号	繰越明許費繰越計算書について	11
報 告 第 9 号	平成30年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	15
報 告 第 10号	平成30年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書について	17
報 告 第 11号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	19
報 告 第 12号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	31
議 案 第 47号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議 案 第 48号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 49号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 50号	令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 51号	選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	32
議 案 第 52号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	33
議 案 第 53号	登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	34
議 案 第 54号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	36
議 案 第 55号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	38

議案第56号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	39
議案第57号	登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第58号	指定管理者に係る指定期間の変更について（歴史資料館）	41
議案第59号	財産の取得について	42
議案第60号	財産の取得について	43
議案第61号	登米市辺地総合整備計画の変更について	44
議案第62号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について	45

同意第 1 号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和元年 6 月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	岩淵 正宏
住 所	登米市東和町

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	佐々木 喜代子
住 所	登米市登米町

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	佐々木 武雄
住 所	登米市豊里町

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和元年 6 月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	金 正男
住 所	登米市石越町

報告第7号

継続費繰越計算書について

平成30年度登米市一般会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成30年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	国県支出金	地方債	その他
10. 教育費	社会教育 5 費	(仮称) 新登米懐 古館整備事業	766,174,000 円	424,201,000 円	4,581,000 円	428,782,000 円	213,501,000 円	215,281,000 円	215,281,000 円	10,781,000 円		204,500,000 円	
	合 計		766,174,000 円	424,201,000 円	4,581,000 円	428,782,000 円	213,501,000 円	215,281,000 円	215,281,000 円	10,781,000 円		204,500,000 円	

報告第8号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度登米市一般会計予算、登米市下水道事業特別会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成30年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園等施設整備事業	円 14,530,000	円 14,530,000	円	円	円 13,800,000	円	円 730,000
		こじか園管理運営事業	22,559,000	11,878,000	2,690,000				9,188,000
4 衛生費	1 保健衛生費	住宅用新・省エネルギー設備導入支援事業	5,813,000	2,691,000					2,691,000
	2 清掃費	一般廃棄物処理施設整備事業	36,740,000	36,740,000			34,900,000		1,840,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	2,157,000	2,157,000					2,157,000
		農業用排水施設等維持管理事業	10,858,000	10,858,000					10,858,000
	2 林業費	林業振興事業	1,232,000	1,232,000					1,232,000
		林道事業	1,162,000	457,000	37,000		400,000		20,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	63,500,000	63,500,000			28,300,000		1,495,000
		道路新設改良事業	189,420,000	157,584,000	552,000		127,500,000		4,270,000
		橋りょう維持補修事業	158,858,000	158,858,000	9,000		43,600,000		33,350,000
		河川維持事業	8,000,000	8,000,000					8,000,000
9 消防費	6 住宅費	定住促進住宅管理事業	53,432,000	53,432,000	53,432,000				
	1 消防費	水防事業	7,570,000	7,570,000			3,785,000		3,785,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営事業	882,225,000	868,028,000	100,000		710,200,000		53,804,000
	3 中学校費	中学校管理運営事業	377,191,000	372,123,000	100,000		306,300,000		16,115,000
	4 幼稚園費	幼稚園管理運営事業	138,628,000	137,026,000			117,000,000		6,179,000
	6 保健体育費	体育施設整備事業	4,075,000	4,050,000	100,000		3,800,000		150,000
合 計			1,977,950,000	1,910,714,000	57,020,000	312,030,000	1,385,800,000		155,864,000

(別紙)

平成30年度 登米市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	下水道施設整備 1 費	公共下水道施設整備事業	円 550,141,000	円 456,974,000	円 22,000	円 206,405,000	円 243,200,000	円	円 7,347,000
		農業集落排水施設整備事業	56,790,000	56,790,000		22,425,000	34,000,000		365,000
	合 計		606,931,000	513,764,000	22,000	228,830,000	277,200,000		7,712,000

(別紙)

平成30年度 登米市宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	企業用地造成事業費	(仮称) 登米インター工業団地整備事業	6,480,000	6,480,000	6,480,000				
合 計			6,480,000	6,480,000	6,480,000				

報告第 9 号

平成 30 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

平成 30 年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成30年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度損益勘定留保資金			
11	1	配水管整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	軟弱地盤に伴う施工能力の低下及び下水道工事の繰越工事となったことにより、年度内完了が見込まれないため
			564,455,000	506,048,746	36,496,000	0	10,548,000	0	0	25,948,000	21,910,254	0	
	計		564,455,000	506,048,746	36,496,000	0	10,548,000	0	0	25,948,000	21,910,254	0	

報告第 10 号

平成 30 年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書について

平成30年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり継続費繰越計算書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成30年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				企業債	既収入特定財源	
1 資本的支出	1 建設改良費	米谷病院建設事業	4,190,500,000	円	円	円	円	円	円	円	円	
				1,690,900,000	574,795,670	2,265,695,670	1,974,025,670	291,670,000	291,670,000	291,600,000	70,000	0
		計	4,190,500,000	1,690,900,000	574,795,670	2,265,695,670	1,974,025,670	291,670,000	291,670,000	291,600,000	70,000	0

報告第 11 号

登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

平成31年 3 月29日、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市税条例等の一部を改正する条例
（登米市税条例の一部改正）

第 1 条 登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則

第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 号の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた

月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 16 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 22 条第 3 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第 4 項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」「を「特定仮換地等」」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第 2 条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 7 項」を「同条第 9 項」に、「第 8 項」を「第 10 項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 15 条の 2 の 2 を附則第 15 条の 2 の 3 とする。

附則第 15 条の 2 に次の 3 項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 446 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4

の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動

車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
附則第16条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 登米市税条例等の一部を改正する条例（平成29年登米市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第15条の次に次の5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日まで

に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第 5 条 登米市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年登米市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、登米市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 10 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 12 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新

たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 34 条の 7 の改正規定並びに附則第 7 条の 4、第 9 条及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定 平成 31 年 6 月 1 日
- (2) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 7 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日
- (3) 第 2 条中第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 平成 32 年 1 月 1 日
- (4) 第 3 条中第 24 条の改正規定及び附則第 4 条の規定 平成 33 年 1 月 1 日
- (5) 第 3 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 8 条の規定 平成 33 年 4 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 34 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は登米市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年登米市条例第 18 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の登米市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の登米市税条例（次項及び第 3 項において「32 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 31 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき登米市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 32 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 32 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法

律第 6 号) 第 1 条の規定による改正後の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。) 第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する 32 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の登米市税条例第 24 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。) の規定は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 6 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の登米市税条例(以下「31 年 10 月新条例」という。) の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31 年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 8 条 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の登米市税条例の規定は、平成 33 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 32 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 12 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和 解 内 容
過失による物損事故	令和元年 5 月 16 日	平成 31 年 4 月 6 日、登米市迫町佐沼字内町地内において、市有地に生えていた杉が倒木し、隣接する相手方住宅の屋根並びに敷地境界付近に設置しているフェンス及び相手方住宅への来訪者の車両を破損させたもの。	432,691 円 その余の請求を放棄

議案第 51 号

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について

選挙長等の費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第51号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、市長及び土地改良区の総代」を「及び市長」に改める。

第 3 条第 1 項の表中「10,600円」を「10,800円」に、「12,600円」を「12,800円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「10,700円」を「10,900円」に、「9,500円」を「9,600円」に、「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の選挙長等の費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示又は告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に在任する土地改良区の総代の選挙に係る費用弁償については、新条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同条例第 3 条及び第 4 条の規定により支給するものとする。

議案第 52 号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中(9)の項を削り、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項から(23)の項までを(10)の項から(22)の項までとし、同表に次のように加える。

(23) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額
------------------	---	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例について

登米市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
登米市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市障害者医療費の助成に関する条例

第 1 条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第 2 条第 1 項中「心身障害者」を「障害者」に改め、同項第 2 号中「）及び」を「）、」に改め、「もの」の次に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に定める 1 級に該当するもの」を加え、同条第 2 項中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第 3 条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（登米市子ども医療費の助成に関する条例及び登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「登米市心身障害者医療費の助成に関する条例」を「登米市障害者医療費の助成に関する条例」に改める。

（1） 登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）第 4

条第2項

- (2) 登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）別表第1及び別表第2

（準備行為）

- 3 受給資格の登録その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第 54 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.45」を「100分の6.20」に改める。

第5条の2第1号中「20,000円」を「15,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「15,000円」を「11,250円」に改める。

第8条中「100分の2.50」を「100分の2.00」に改める。

第9条の2中「12,000円」を「8,000円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号イ（ア）中「14,000円」を「10,500円」に改め、同号イ（イ）中「7,000円」を「5,250円」に改め、同号イ（ウ）中「10,500円」を「7,875円」に改め、同号オ中「8,400円」を「5,600円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同号イ（ア）中「10,000円」を「7,500円」に改め、同号イ（イ）中「5,000円」を「3,750円」に改め、同号イ（ウ）中「7,500円」を「5,625円」に改め、同号オ中「6,000円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号イ（ア）中「4,000円」を「3,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,000円」を「1,500円」に改め、同号イ（ウ）中「3,000円」を「2,250円」に改め、同号オ中「2,400円」を「1,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 55 号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成30年度」を「令和元年度」に、「36,720 円」を「30,600 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「61,200 円」とあるのは、「51,000 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「61,200 円」とあるのは、「59,160 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 56 号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 4 第 5 項中「及び第 5 号」を「、第 5 号及び第 6 号」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「第 29 条の 3 第 1 項各号」の次に「又は前条第 1 項」を加え、「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条第 2 号から第 5 号までの規定中「第 29 条の 3 第 1 項各号」の次に「又は前条第 1 項」を加え、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例 の一部を改正する条例について

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成31年登米市条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例
登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成31年登米市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「共通観覧券発行日の当日に限り、自由に」を削る。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 共通観覧券の有効期間は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

指定管理者に係る指定期間の変更について（歴史資料館）

歴史資料館のうち、登米懷古館の指定管理者に係る指定期間（平成26年12月15日議決）を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項及び6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

歴史資料館のうち、登米懷古館の指定期間「平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「平成 27 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日まで」に変更する。

議案第 59 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車CD-I型購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 20,952,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 60 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 27,410,400円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字的場88番1号
宮城トヨタ自動車株式会社佐沼店
店長 千葉 忍 |

議案第 61 号

登米市辺地総合整備計画の変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 62 号

登米市過疎地域自立促進計画の変更について

登米市過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 14 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣